

クラウドサービス個別規約 (MediaSeries)

メディアリンク株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が「MediaVoice」、
「MediaOffice」、「MediaCalls」、「CC Survey」の名称で提供するサービス（これら
に付属するサービスを含み、以下「本サービス」といいます）の提供にあたり、クラウド
サービス基本規約（以下「基本規約」といいます）に加え、以下のとおり、クラウド
サービス個別規約 (MediaSeries)（以下「本個別規約」といいます）を定めます。本サ
ービスの申込みにあたっては、基本規約及び本個別規約をよくご確認ください。なお、
本サービスは、基本規約第 1 条第 2 項所定の「個別サービス」に該当します。また、本
個別規約において使用する用語は、別段の定めがない限り、基本規約の定めによるもの
とします。

第1条（総則）

1. 本個別規約は、基本規約及び本個別規約に同意のうえ、当社との間で本サービスの利
用に関する契約（以下「利用契約」といいます）を締結した者（以下「利用者」とい
います）が、本サービスを利用するにあたり必要な条件を定めます。
2. 利用者は、本サービスの利用にあたり、基本規約のほか、本個別規約を遵守するもの
とします。なお、基本規約と本個別規約の定めが異なっている場合には、特段の定め
がない限り、本個別規約が優先して適用されるものとします。
3. 当社が本サービスの利用条件等の詳細について別途定める規則、マニュアル、仕様書
等についても、基本規約及び本個別規約と一体で適用されるものとします。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスの概要は、次の各号のとおりです。
 - (1) 初期導入サービス
機能提供サービスの利用開始に先立ち、本サービスを利用するための設定その他
の準備のサポート等を提供します。
 - (2) 機能提供サービス
利用者がインターネット等を介して当社の提供する設備に接続することにより、
利用者によるコンタクトセンター運営をサポートする機能、IP-PBX 機能及び音
声自動応答機能等を提供します。
2. 本サービスの内容、提供条件の詳細は、本個別規約に定めるほか、本サービスの申込
書及び第 1 条第 3 項所定の仕様書等に定めるとおりです。

第3条（貸与物品）

1. 当社は、利用者に対し、必要に応じて、本サービスの利用に必要な物品を貸与します
（以下「貸与物品」といいます）

2. 利用者は、貸与物品を善良な管理者の注意義務をもって管理し、本サービスを利用する目的でのみこれを使用します。利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、貸与物品を複製、改変、転貸等することはできません。
3. 利用者は、貸与物品の不具合等を発見した場合、直ちに当社に通知するものとし、当社は、必要に応じて、交換、修補等の対応を行うものとします。但し、当該不具合等が、利用者又は第三者の責に帰すべき事由によるものと当社が判断した場合は、この限りではありません。
4. 当社は、本サービスの利用期間中においても、貸与物品の交換その他の目的で、利用者に対して貸与物品の返還を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。
5. 前項に定めるほか、理由のいかんに関わらず利用契約が終了した場合、利用者は、直ちに、利用者の費用負担において貸与物品を当社に返還し、又は当社の承諾を得た上で、復元不能な方法により廃棄若しくは消去するものとします。

第4条（本商品の売買）

1. 利用者は、本サービスに関連するハードウェア等の物品（以下「本商品」といいます）の購入を希望する場合、事前に当社と協議の上、本商品の内容、数量、代金、納入場所、納入期限等を記載した当社所定の発注書を、当社に提出します。
2. 当社が、利用者に対し、前項の発注を承諾する旨を通知した時点で、本商品に関する売買契約が成立します。
3. 利用者は、本商品の代金について、当社による請求書発行日の翌月末日（末日が金融機関休業日の場合は前営業日とします）までに、当社が指定する方法により、当社に支払うものとします。
4. 本商品の所有権は、利用者が前項の売買代金の支払を完了した時点で、当社から利用者へ移転します。

第5条（本商品の検査等）

1. 当社は、利用者との間で別途定めた納品期限までに、本商品を納入します。
2. 利用者は、納入された本商品について、納入後直ちに検査を行い、納入日から起算して7日以内に、その合否を当社に通知するものとします。利用者から通知がなされない場合、本商品は検査に合格したものとみなします。
3. 前項の検査に合格した時点で、本商品の引渡しが完了したものとします。引渡しの完了後に生じた本商品の滅失・毀損・変質等一切の危険については、当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、すべて利用者が負担します。
4. 本商品の引渡し完了後、本商品に契約内容との不適合が発見された場合は、利用者が、引渡し完了日から6か月以内にその旨を記載した書面を当社に送付した場合に限り、当社は、自己の費用負担により、本商品の修補又は交換を行います。但し、当該契約不適合が、利用者又は第三者の責に帰すべき事由によるものと当社が判断し

た場合は、この限りではありません。

第6条（損害賠償）

基本規約第 26 条 2 項に定める、本サービスに関して当社が利用者に対して負担する損害賠償の総額は、請求時から起算して直近 1 か月以内に利用者が当社に対して支払った利用料金の総額を上限とします。

以上

2018 年 9 月 21 日 制定

2025 年 12 月 1 日 改定